

# 立川市認知症サポート検診事業の流れ(案)

別紙 2

## 対象者

1年以内に本事業を利用しておらず、認知症に関する診断または治療を受けていない  
50歳以上の市民。

電話、FAX 等で高齢政策課へ申し込み

## 受付窓口

立川市保健医療部高齢政策課認知症対策係

「立川市認知症サポート検診連絡票・報告書」(別紙2)  
「事業実施医療機関一覧」「注意事項」を申込者へ送付

## 予約

受検者が医療機関へ予約する。

受検者が予約日に医療機関へ

## 検診の実施

- ① 受検者は、「立川市認知症サポート検診連絡票・報告書」(以下、検診連絡票とする)の受検者が記載する部分及び同意署名の部分まで記載して当日持参する。
- ② 医療機関は、受検連絡票に記載された事項等に関する問診、改訂長谷川式簡易知能スケール等を実施し、要治療、経過観察などの結果を伝える。必要に応じて特記事項へ記載する。
- ③ 受検者にかかりつけ医がいる場合は「診療情報提供書(※)」、かかりつけ医がいない場合は専門医療機関への「紹介状(※)」を交付する。
- ④ 医療機関は、要治療の場合について紹介先等を受検連絡票へ記載する。

(※)医療機関が通常使用している様式を使用する想定

## 報告

医療機関は受検連絡票を受検日翌月 10 日までに立川市医師会へ提出、報告する。